



島根県報

平成21年12月15日（火）

第2,146号

(毎週火・金曜日発行)

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【告 示】

| | | |
|--|----------|---|
| 介護保険法の規定による指定居宅サービス事業者の指定 | (高齢者福祉課) | 2 |
| 介護保険法の規定による指定居宅サービス事業者及び指定介護予防サービス事業者の指定 | (") | 2 |
| 保安林予定森林 | (森林整備課) | 2 |
| 解除予定保安林 | (") | 3 |
| 保安林の指定施業要件の変更(2件) | (") | 3 |
| 地籍調査の成果の認証 | (用地対策課) | 4 |

【特定調達公告】

| | | |
|---------------------------------|-------|---|
| 島根県行政ネットワーク用パソコンの購入に係る一般競争入札の実施 | (会計課) | 4 |
|---------------------------------|-------|---|

【教委規則】

| | | |
|-------------------------|----------|---|
| 島根県教育庁等職員服務規則の一部を改正する規則 | (教育庁総務課) | 7 |
|-------------------------|----------|---|

【教委訓令】

| | | |
|-----------------------|---------|---|
| 県立高等学校等の教職員の服務規程の一部改正 | (高校教育課) | 7 |
|-----------------------|---------|---|

【選管告示】

| | | |
|---|--|---|
| 地方自治法及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律に基づく選挙権を有する者の総数の50分の1及び3分の1の数 | | 7 |
| 漁業法に規定する選挙権を有する者の総数の3分の1の数 | | 8 |

【正 誤】

| | | |
|---------------------------|----------|---|
| 平成21年11月30日付け島根県報号外第206号中 | (教育庁総務課) | 8 |
| 平成21年11月30日付け島根県報号外第205号中 | (人事委員会) | 9 |

告 示**島根県告示第835号**

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項の指定居宅サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第78条第1号の規定により告示する。

平成21年12月15日

島根県知事 溝口善兵衛

| 事業者の名称又は氏名 | サービスの種類 | 事業所の名称 | 事業所の所在地 | 指定年月日 |
|----------------|---------|---------|---------------|------------|
| 特定非営利活動法人なごみの里 | 訪問介護 | 江津なごみの里 | 江津市二宮町神主イ1075 | 平成21年12月1日 |

島根県告示第836号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項の指定居宅サービス事業者及び同法第53条第1項の指定介護予防サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第78条第1号及び第115条の10第1号の規定により告示する。

平成21年12月15日

島根県知事 溝口善兵衛

| 事業者の名称又は氏名 | サービスの種類 | 事業所の名称 | 事業所の所在地 | 指定年月日 |
|---------------|--------------|---------|---------------|------------|
| 有限会社 齋藤アルケン工業 | 福祉用具貸与 | ほほえみライフ | 浜田市下府町327-119 | 平成21年12月1日 |
| 有限会社 齋藤アルケン工業 | 介護予防福祉用具貸与 | ほほえみライフ | 浜田市下府町327-119 | 平成21年12月1日 |
| 有限会社 齋藤アルケン工業 | 特定福祉用具販売 | ほほえみライフ | 浜田市下府町327-119 | 平成21年12月1日 |
| 有限会社 齋藤アルケン工業 | 特定介護予防福祉用具販売 | ほほえみライフ | 浜田市下府町327-119 | 平成21年12月1日 |

島根県告示第837号

次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成21年12月15日

島根県知事 溝口善兵衛

1 保安林予定森林の所在場所

松江市宍道町伊志見621-1、722-6から722-10まで

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準

伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び松江市役所に備え置いて縦覧に供する。)

島根県告示第838号

次の保安林を解除予定保安林としたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2第1項の規定により告示する。

平成21年12月15日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 (1) 解除予定保安林の所在場所

浜田市弥栄町三里ハ167-2（次の図に示す部分に限る。）

(2) 保安林として指定された目的

水源のかん養

(3) 解除の理由

電気通信設備用地とするため

(「次の図」は、省略し、その図面を島根県庁及び浜田市役所に備え置いて縦覧に供する。)

2 (1) 解除予定保安林の所在場所

浜田市弥栄町三里ハ167-2（次の図に示す部分に限る。）

(2) 保安林として指定された目的

公衆の保健

(3) 解除の理由

電気通信設備用地とするため

(「次の図」は、省略し、その図面を島根県庁及び浜田市役所に備え置いて縦覧に供する。)

島根県告示第839号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2第1項の規定により保安林の指定施業要件を変更するので、同法第33条の3において準用する同法第33条第6項において準用する同条第1項の規定により告示する。

平成21年12月15日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所と指定の目的 次の掲げる告示（国有林及び重要流域（平成12年2月24日農林水産省告示第283号で指定された重要流域をいう。）に係るものを除く。）で定めるところによる。

昭和59年10月16日農林水産省告示第2071号（2に係るものに限る。）、平成2年3月15日農林水産省告示第376号（1、2及び5に係るものに限る。）、平成元年7月31日農林水産省告示第967号（2に係るものに限る。）、平成11年1月14日農林水産省告示第50号（1に係るものに限る。)

2 変更に係る指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法 変更しない。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 変更後の立木の伐採の限度並びに植栽の方法及び樹種は、次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び関係市役所に備え置いて縦覧に供する。)

島根県告示第840号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2第1項の規定により保安林の指定施業要件を変更するので、同法第33条の3において準用する同法第33条第6項において準用する同条第1項の規定により告示する。

平成21年12月15日

島根県知事 溝 口 善兵衛

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所と指定の目的 次に掲げる告示（国有林に係るものを除く。）で定めるところによる。

昭和44年3月27日農林省告示第372号

- 2 変更に係る指定施業要件

- (1) 立木の伐採の方法 変更しない。
 (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 変更後の立木の伐採の限度並びに植栽の方法及び樹種は、次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び浜田市役所に備え置いて縦覧に供する。）

島根県告示第841号

国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、地籍調査の成果を次のとおり認証したので、同条第4項の規定により告示する。

平成21年12月15日

島根県知事 溝 口 善兵衛

| 調査を行った者の名称 | 調査を行った時期 | 成果の名称 | | 調査を行った地域 | 認証年月日 |
|------------|-------------|-------|-----|----------|------------|
| | | 地籍図 | 地籍簿 | | |
| 雲南市 | 平成17年度～21年度 | 24枚 | 1冊 | 須賀2 | 平成21年12月2日 |

特 定 調 達 公 告

次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条の規定により公告する。

平成21年12月15日

島根県知事 溝 口 善兵衛

- 1 入札に付する事項

- (1) 調達する物品の名称及び予定数量
島根県行政ネットワーク用パソコン 468台
- (2) 調達する物品の仕様等
入札説明書のとおり
- (3) 契約期間
契約締結の日から平成22年3月19日まで
- (4) 納入期限
平成22年3月19日
- (5) 納入場所
島根県内とし、詳細は、入札説明書のとおりとする。

2 入札参加資格

- (1) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。
- (2) 地方自治法施行令第167条の4第2項の各号のいずれかに該当すると認められる事実があった後、2年を経過しない者でないこと。また、その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者でないこと。
- (3) 物品の売買、借入れ等に係る入札参加資格審査要綱（昭和45年島根県告示第4号）第4条の規定に基づき、営業種目が大分類「1 文具・事務用機器類」、中分類「(4) 情報処理機器」の入札参加資格の認定を受けている者であること。
- (4) 島根県が行う建設工事等の請負又は物品の売買、借入れ等に係る入札について指名停止の措置を受け、入札日においてその措置の期間が満了していない者でないこと。

3 入札方法

- (1) この案件は、電子入札対象案件である。入札書は、島根県電子調達共同利用システム（以下「電子調達システム」という。）により提出すること。
なお、やむを得ない事由により電子調達システムで入札書を提出することができない場合は、県の承認を得て、書面により提出することができる。
- (2) 入札は、パソコン1台当たりの単価で行う。
- (3) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の5パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）を落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

4 入札参加希望者に要求される事項

- (1) この入札に参加を希望する者は、平成22年1月15日（金）午後5時までに、入札説明書に定める入札参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）を提出し、この入札に参加する資格があることの確認を受けなければならない。
- (2) 提出された申請書に関して説明を求められた場合は、これに応じなければならない。
- (3) 期限までに申請書を提出しなかった者又は入札参加資格がないと認められた者は、この入札に参加することができない。

5 入札期間、開札の日時等

- (1) 電子調達システムによる入札の期間
平成22年1月21日（木）午前11時から平成22年1月25日（月）午後4時まで
- (2) 書面による入札の日時及び場所等
 - ア 日時
平成22年1月26日（火）午後1時30分
 - イ 場所
島根県松江市殿町1番地 島根県庁本庁舎1階
出納局会計課用度グループ 電話0852-22-5336 ファクシミリ0852-22-5963
 - ウ 郵便による入札については、平成22年1月26日（火）正午まで（必着）に、イの場所に書留郵便により郵送すること。
- (3) 開札の日時及び場所
 - ア 日時
平成22年1月26日（火）午後1時30分
 - イ 場所
(2)イの場所

6 入札説明書の交付方法

本公告の日から平成22年1月15日（金）までの間、電子調達システムにより交付する。

なお、これにより難い場合は、次により交付する。

(1) 交付期間

本公告の日から平成22年1月15日（金）までの日（島根県の休日を定める条例（平成元年島根県条例第9号）第1条に規定する休日を除く。）の午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）

(2) 交付場所

5(2)イの場所

7 その他

(1) 契約手続に使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金

入札者が見積もった契約希望金額の100分の5以上を納付すること。ただし、島根県会計規則（昭和39年島根県規則第22号）第61条の2各号のいずれかに該当する場合は、免除する。

なお、入札保証金の算定方法は、入札説明書による。

(3) 契約保証金

契約金額の100分の10以上を納付すること。ただし、島根県会計規則第69条の2各号のいずれかに該当する場合は、免除する。

なお、契約保証金の算定方法は、入札説明書による。

(4) 入札の無効

この公告に示した入札参加資格のない者が入札をしたとき、その他島根県会計規則第63条各号のいずれかに該当するときは、当該入札者の入札は無効とする。

(5) 契約書作成の要否

要する。

(6) 落札者の決定方法

島根県会計規則第62条の規定に基づき定められた予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。

(7) その他

詳細は、入札説明書による。

8 Summary

(1) Name and quantity of the products to be supplied :

Personal Computer for Shimane Prefectural Network : 468 computers

(2) Period for submission of tender :

From 21 January 2010, 11:00 to 25 January 2010, 16:00

(Deadline for submission of tender by registered mail : 26 January 2010, 12:00)

(3) Contact Point :

Supply Group

Accounting Division

Bureau of the Treasury

Shimane Prefectural Government

1 Tonomachi

Matsue-shi

Shimane-ken

690-8501

JAPAN

TEL : 0852-22-5336

FAX : 0852-22-5963

教 育 委 員 会 規 則

島根県教育庁等職員服務規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成21年12月15日

島根県教育委員会委員長 北 島 建 孝

島根県教育委員会規則第28号

島根県教育庁等職員服務規則の一部を改正する規則

島根県教育庁等職員服務規則（昭和36年島根県教育委員会規則第13号）の一部を次のように改正する。

様式第3号表面中 「

| | |
|-------------------|---|
| 本年請求できる 年次有給休暇 | 日 |
|-------------------|---|

」 を 「

| | |
|-------------------|-------|
| 本年請求できる 年次有給休暇 | 日 時 分 |
|-------------------|-------|

」 に改める。

附 則

この規則は、平成22年1月1日から施行する。

教 育 委 員 会 訓 令**島根県教育委員会訓令第4号**

本 庁
県立学校

県立高等学校等の教職員の服務規程（昭和42年島根県教育委員会訓令第2号）の一部を次のように改正する。

平成21年12月15日

島根県教育委員会委員長 北 島 建 孝

様式第3号表面中 「

| | |
|-------------------|---|
| 本年請求できる 年次有給休暇 | 日 |
|-------------------|---|

」 を 「

| | |
|-------------------|-------|
| 本年請求できる 年次有給休暇 | 日 時 分 |
|-------------------|-------|

」 に改める。

附 則

この訓令は、平成22年1月1日から施行する。

選 挙 管 理 委 員 会 告 示**島根県選挙管理委員会告示第55号**

地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条第1項、第75条第1項、第76条第1項、第80条第1項、第81条第1項及び第86条第1項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第8条第1項に規定する選挙権を有する者の総数の50分の1の数又は3分の1の数（その総数が40万を超える場合にあっては、その超える数に6分の1を

乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数)は次のとおりである。

平成21年12月15日

島根県選挙管理委員会委員長 津田和美

- | | | |
|---|--|---------|
| 1 | 地方自治法第74条第1項及び第75条第1項の規定による選挙権を有する者の総数の50分の1の数 | 11,935 |
| 2 | 地方自治法第76条第1項、第81条第1項及び第86条第1項の規定による選挙権を有する者の総数の3分の1の数(その総数が40万を超える場合にあっては、その超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数) | 166,118 |
| 3 | 地方自治法第80条第1項の規定による各選挙区における選挙権を有する者の総数の3分の1の数(その総数が40万を超える場合にあっては、その超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数) | |
| | 八束選挙区 | 3,809 |
| | 仁多選挙区 | 4,224 |
| | 簸川選挙区 | 7,465 |
| | 邑智選挙区 | 6,296 |
| | 鹿足選挙区 | 4,534 |
| | 隠岐選挙区 | 6,306 |
| | 松江選挙区 | 52,068 |
| | 浜田選挙区 | 16,648 |
| | 出雲選挙区 | 39,312 |
| | 益田選挙区 | 14,109 |
| | 大田選挙区 | 11,097 |
| | 安来選挙区 | 11,868 |
| | 江津選挙区 | 7,376 |
| | 雲南・飯石選挙区 | 13,794 |
| 4 | 地方教育行政の組織及び運営に関する法律第8条第1項の規定による選挙権を有する者の総数の3分の1の数(その総数が40万を超える場合にあっては、その超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数) | 166,118 |

島根県選挙管理委員会告示第56号

漁業法(昭和24年法律第267号)第99条第2項に規定する選挙権を有する者の総数の3分の1の数は次のとおりである。

平成21年12月15日

島根県選挙管理委員会委員長 津田和美

| | |
|------|-------|
| 島根海区 | 1,407 |
| 隠岐海区 | 391 |

正

誤

平成21年11月30日付け島根県報号外第206号中に誤りがあったので、次のように訂正する。

| | | | |
|-----|---|---|---|
| ページ | 行 | 誤 | 正 |
|-----|---|---|---|

2 上から17

別表第9の3の3級の項中「11,800円」を「11,700円」に改める。

附 則

この規則は、平成21年12月1日から施行する。

別表第7の2のイ中

| | | |
|---|----|----|
| 「 | | 「 |
| | 34 | 33 |
| | 35 | 34 |
| | 36 | 34 |
| | 37 | 35 |
| | 37 | 35 |
| | 38 | 36 |
| | 38 | 36 |
| | 39 | 37 |
| | 39 | 38 |
| | 40 | 39 |
| 」 | | 」 |

を に改める。

別表第9の3の3級の項中「11,800円」を「11,700円」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成21年12月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の日から平成22年3月31日までの間において、新たに給料表の適用を受けることとなった教職員及び降格、昇給又は復職時等における号給の調整以外の事由によりその受ける号給に異動のあった教職員（個別に教育委員会の承認を得て号給を決定することとされている教職員を除く。）の当該適用又は異動の日における号給については、なお従前の例によることができる。

平成21年11月30日付け島根県報号外第205号中に誤りがあったので、次のように訂正する。

ページ

行

誤

正

3

上から13

この規則は、平成21年12月1日から施行する。

(施行期日)

1 この規則は、平成21年12月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の日から平成22年3月31日までの間において、新たに給料表の適用を受けることとなった職員及び降

格、昇給又は復職時等における号給の調整以外の事由によりその受ける号給に異動のあった職員（個別に人事委員会の承認を得て号給を決定することとされている職員を除く。）の当該適用又は異動の日における号給については、なお従前の例によることができる。